

表 ガイドラインの変更点 (1 / 3)

変更箇所(旧番号)	変更前	変更後(太字が変更部分)
<p>用語の定義と前提 5. ソフトウェア製品</p>	<p>ソフトウェア自体又はソフトウェアを組み込んだハードウェア等の汎用性を有する製品のことで、ただし、いわゆるオープンソースソフトウェアのように技術情報を統括する企業が一社に定まらないもの、複数の者又は団体によりその改善が行われるものも含まれます。具体例は、付録4に示します。</p>	<p>ソフトウェア自体又はソフトウェアを組み込んだハードウェア等の汎用性を有する製品のことで、ただし、オープンソースソフトウェアのように技術情報を統括する企業が一社に定まらないもの、複数の者又は団体によりその改善が行われるものも含まれます。具体例は、付録4に示します。</p>
<p>5. と6. の間</p>	<p>-</p>	<p>6. オープンソースソフトウェア(OSS) ソースコードを無償で公開し、誰でも改良や再配布ができるソフトウェアのことで、</p>
<p>本ガイドラインの適用の範囲</p>	<p>-</p>	<p>なお上記の分類が難しい場合には、修正作業が事業者側のみで済む場合を Web アプリケーション、ユーザ側の対応が必要な場合をソフトウェア製品として判断することを基本とします。</p>
<p>ソフトウェア製品に係る脆弱性関連情報取扱 3. IPA および JPCERT/CC の対応 (1)IPA 11) 優先的な情報提供</p>	<p>重要インフラ事業者には、情報通信、金融、航空、鉄道、電力、ガスの各事業者が含まれます。なお、優先的な脆弱性関連情報の提供が情報の漏洩につながると判断される場合は、この限りではありません。</p>	<p>重要インフラ事業者には、情報通信、金融、航空、鉄道、電力、ガス、医療、水道、物流の各事業者が含まれます。なお、優先的な脆弱性関連情報の提供が情報の漏洩につながると判断される場合は、この限りではありません。</p>
<p>12) 一般への情報の公表</p>	<p>一般への情報の公表に際しては、IPA は、発見者が望む場合、発見者にその旨を通知します。</p>	<p>また、IPA および JPCERT/CC は、JVN に関する問い合わせ先を明示し、主としてOSSなどに関して、システム構築事業者(SI 事業者)やユーザ企業の脆弱性対応を促すことを目的として、問い合わせ対応を実施します。なお、問い合わせに関する内容については、必要に応じてJVNの公表情報に反映します。 一般への情報の公表に際しては、IPA は、発見者が望む場合、発見者にその旨を通知します。</p>

表 ガイドラインの変更点 (2 / 3)

変更箇所(旧番号)	変更前	変更後(太字が変更部分)
<p>(2)JPCERT/CC 2) 製品開発者への連絡</p>	<p>JPCERT/CC は、届け出られた脆弱性関連情報の IPA からの通知を受け、製品開発者リストの活用や脆弱性関連情報を分析することにより、速やかに製品開発者を特定し、必要に応じて製品開発者リストに当該製品開発者を追加した上で、その製品開発者に連絡を行います。その際に、各製品開発者に対して、脆弱性検証を行い、その結果を報告することを求めます。</p>	<p>JPCERT/CC は、届け出られた脆弱性関連情報の IPA からの通知を受け、製品開発者リストの活用や脆弱性関連情報を分析することにより、速やかに製品開発者を特定し、必要に応じて製品開発者リストに当該製品開発者を追加した上で、その製品開発者に連絡を行います。その際に、各製品開発者に対して、脆弱性検証を行い、その結果を報告することを求めます。</p> <p>また、JPCERT/CC は、OSS に関する事前通知を、開発者コミュニティに加えて、必要に応じて以下へ通知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OSS を導入した製品の開発者 ・ディストリビュータ ・製品の仕様を決定するサービス提供者(例:携帯電話会社) <p>これは、開発者コミュニティによる脆弱性対応が困難でかつ発表もされない場合に、当該 OSS を導入した製品の開発者やディストリビュータ、製品の仕様を決定するサービス提供者は、その事実を知りうる手段がないが、社会的影響を考慮するとそれらの脆弱性対応が重要であるケースが想定されるためです。</p> <p>なお、IPA から通知された脆弱性関連情報が、重要インフラ等に深刻な影響を与え得るものである等、緊急な対応を要すると判断される場合においては、受付の順序に関わらず、優先的に取扱いを行います。</p> <p>さらに、製品開発者との連絡が取れない場合、JPCERT/CC は、その脆弱性の影響範囲や連絡のとれない期間を考慮して取扱いを終了することがあります。</p>

表 ガイドラインの変更点 (3 / 3)

変更箇所(旧番号)	変更前	変更後(太字が変更部分)
8) 一般への情報の公表	<p>JPCERT/CC および IPA は、JVN を通じて、一般に対し、脆弱性情報と JPCERT/CC から連絡した全ての製品開発者の脆弱性検証の結果と対応状況を公表します。さらに、一旦公表した後、製品開発者から新たな対応状況を受け取った場合、その都度公表します。なお、脆弱性検証の結果の報告および対応状況の報告がない場合、JPCERT/CC および IPA は、その旨を、製品開発者名とともに JVN で公表することがあります。</p>	<p>JPCERT/CC および IPA は、JVN を通じて、一般に対し、脆弱性情報と JPCERT/CC から連絡した全ての製品開発者の脆弱性検証の結果と対応状況を公表します。さらに、一旦公表した後、製品開発者から新たな対応状況を受け取った場合、その都度公表します。なお、脆弱性検証の結果の報告および対応状況の報告がない場合、JPCERT/CC および IPA は、その旨を、製品開発者名とともに JVN で公表することがあります。</p> <p>また、JPCERT/CC および IPA は、JVN に関する問い合わせ先を明示し、主としてOSSなどに関して、システム構築事業者(SI 事業者)やユーザ企業の脆弱性対応を促すことを目的として、問い合わせ対応を実施します。なお、問い合わせに関する内容については、必要に応じてJVNの公表情報に反映します。</p>
4. 製品開発者の対応 8) 製品開発者内の情報の管理	<p>製品開発者は、上記で作成した脆弱性情報の一般公表スケジュールおよび脆弱性関連情報を、脆弱性情報を一般に公表する日まで第三者に漏洩しないように管理してください。</p>	<p>製品開発者は、上記 3)で作成した脆弱性情報の一般公表スケジュールおよび脆弱性関連情報を、脆弱性情報を一般に公表する日まで第三者に漏洩しないように管理してください。</p>
5. その他 1) 製品開発者自身による脆弱性関連情報の発見・取得	<p>製品開発者は、自社のソフトウェア製品についての脆弱性関連情報であって、他社のソフトウェア製品に影響を及ぼさないと認められるものを発見・取得し、調整機関からの通知によることなく、対策方法を作成した場合であっても、JPCERT/CC に連絡することができます。この連絡をもって、IPA および JPCERT/CC に連絡したこととみなされます。</p>	<p>製品開発者は、自社のソフトウェア製品についての脆弱性関連情報であって、他社のソフトウェア製品に影響を及ぼさないと認められるものを発見・取得し、調整機関からの通知によることなく、対策方法を作成した場合であっても、ユーザへの周知を徹底するために JPCERT/CC に連絡することが望まれます。この連絡をもって、IPA および JPCERT/CC に連絡したこととみなされます。</p>